

保護者様

四日市市教育委員会

学校感染症による「出席停止」解除における手続き変更についてのおねがい

平素は、学校教育活動にご協力いただきありがとうございます。

学校では、別紙のような感染症にかかった場合、校内での感染症の流行を予防するため、またお子さんの休養の時間を確保するため、学校保健安全法にもとづき、出席停止の措置をとっています。

出席停止の解除について、四日市市内の小・中学校では、これまで医療機関による用紙「出席停止にかかる証明書」を学校へ提出いただくことで、出席停止の解除とする手続きをしておりました。

このたび、感染症流行時の再受診にかかる保護者負担等を考慮して、10月1日より、手続きを次のとおり変更し、医療機関による証明書の提出を不要とします。ご理解ご協力をお願いいたします。

今後、治癒証明の用紙は不要とします。ただし、学校内での感染拡大防止に万全を期すために、お子さんが対象となる感染症にかかったと思われる場合は、従来通り、必ず医師の診断を受け、学校へ連絡をして下さい（連絡のない場合は、学校長による出席停止の判断ができません）。また、受診の際は、主治医の先生に、治癒の目安や登校時期等の指示をいただいでください。

【出席停止から解除までの流れ】

変更前		変更後(10月1日以降)	
1	発症		
2	病院を受診し診断を受ける		
3	出席停止対象の感染症と診断 主治医から登校の目安等の指示をうける		
4	学校へ連絡→学校は「出席停止」となる		
……………1～4までは、変更ありません……………			
5	学校から証明書をもらう (学校のホームページからダウンロード)	5	医師の指示にしたがい、休養する ※登校の目安等も聞いてください
6	医師の指示にしたがい、休養する		
7	主治医に治癒証明を記入してもらう		
8	治癒証明書を持って学校へ登校する。	6	治癒したら登校する
9	登校時に学校で健康観察 証明書の内容を確認し、出席停止の解除	7	登校時に学校で健康観察し、 出席停止の解除
【登校には、治癒証明の用紙が必要】		【登校にあたって、治癒証明の用紙は不要】	